

# 第16回トラック輸送における 取引環境・労働時間改善愛媛県地方協議会

厚生労働省の各種取組について

(令和8年2月)

厚生労働省愛媛労働局労働基準部監督課

# 発着荷主等に対する要請の取組

- 令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を開始した。

## 1. 荷主特別対策チームの概要

### 1.トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成

「荷主特別対策チーム」は、都道府県労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成。

### 2.労働基準監督署が発着荷主等に対して要請

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力することなどを要請。

### 3.都道府県労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけ

都道府県労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを実施。

### 4.長時間の荷待ちに関する情報を収集

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を実施。

※URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/nimachi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html)



## 2. 発着荷主等による長時間の荷待ちに対する取組

令和4年12月～令和6年11月

発着荷主等に対する要請を実施した事業場数

**18,256事業場**

# STOP!



# 長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動  
 なくてはならないものです。

## トラックドライバーの拘束時間の内訳



出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査（R2）」

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、**荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。**

荷主の皆さまに向けてお役立ち情報発信中。詳しくはこちら▼

トラックポータルサイト

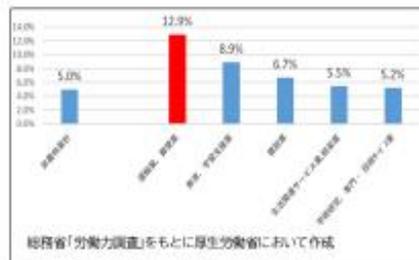


「改善基準告示」の解説動画も公開中!!



他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

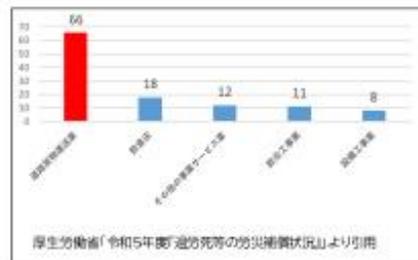
月末1週間の就業時間が60時間以上の  
 雇用の割合※（R5年、上位業種）



※ 雇用のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

道路貨物運送業は、他の業種よりも、  
 長時間労働となっている方の割合が  
 高くなっています。

脳・心臓疾患の労災支給決定件数  
 （R5年度、上位業種）



厚生労働省「令和5年度「過労死等の労災補償状況」より引用

道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の  
 労災支給決定件数が  
 最も多くなっています。



こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行など  
 トラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。



このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生  
 などにより、危機的状況との指摘もあります。



何も対策をしなければ、  
**2030年には34%の輸送力が  
 不足するかもしれません。**

トラックGメンによる「働きかけ」等の中  
 で、荷主都合による「長時間の荷待ち」  
 「契約にない附帯業務」を合計すると、  
 約7割を占めます

こうした状況を踏まると、  
 発着荷主の皆さまにも長時間の  
 荷待ち等の削減に向けた取組を  
 行っていただく必要があります。

国土交通省による「働きかけ」等における  
 違反原因行為※の割合（R6.6.30時点）



※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

## 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

### 1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

#### 取組例

- ・予約受け付けシステムの導入(発荷主共通)
- ・パレット等の活用(発荷主共通)
- ・納品リードタイムの確保(着荷主)
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主) など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月)



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運費」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット  
「荷役作業での労働災害を防止しましょう！」「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内



### 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な運行の確保のためにも、改善基準告示を遵守していただきます。

パンフレット  
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



令和5年10月～  
「標準的運費」について周知

「標準的運費」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

## 「標準的運費」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運費」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運費を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運費」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運費」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省  
「トラック輸送の新たな「標準的運費」が告示されました」



## 「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発荷主・着荷主)と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた

「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省  
「改正物流法」について



## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局「改正物流法」にご相談ください。ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメニューなどをご説明いたします。

令和6年9月～  
「改正物流法」について周知

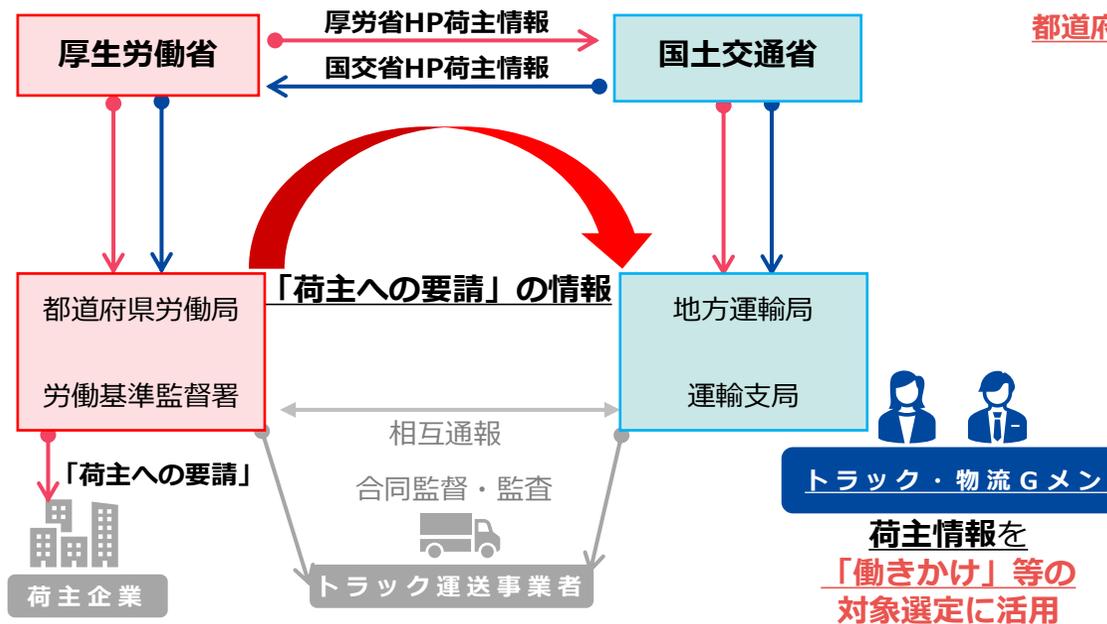
労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

# 「トラック・物流Gメン」（国土交通省）との連携

- 令和4年12月から国土交通省と以下のように連携（下線部は令和5年10月から拡充）。  
※令和6年11月1日付けで「トラック・物流Gメン」に改組

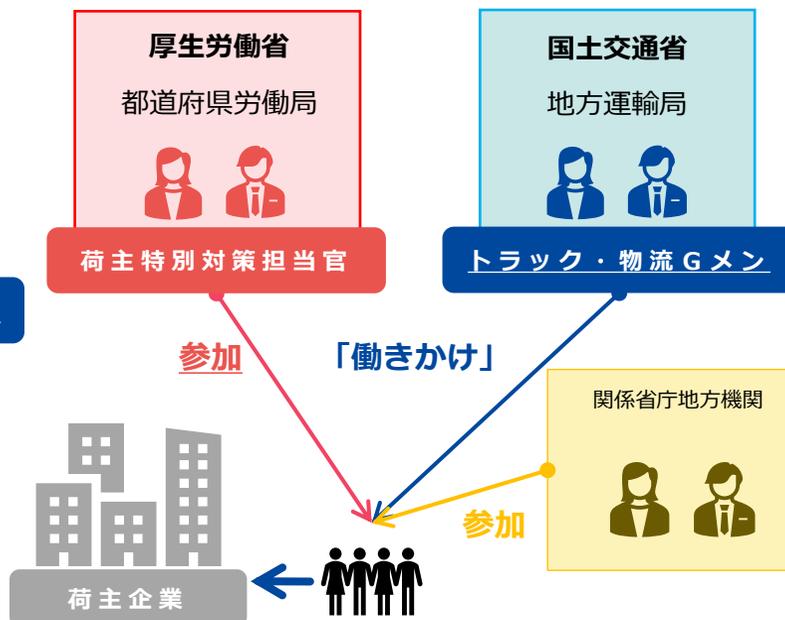
## ① 荷主情報提供の運用

- 荷主情報を国土交通省へ提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



## ② トラック法に基づく「働きかけ」の連携

- 荷主企業に対し、
- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
  - 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



## ③ 「標準的な運賃」の周知

- 労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知



# 働き方改革PR動画「はたらきかたススめ ver.2 (トラック編)」

- トラックドライバーの働き方改革の実現のため、厚生労働省では、国土交通省と連携して働き方改革PR動画を通じて、荷主に向けて荷待ち時間削減、荷役作業効率化に向けた協力を呼びかけている。



たしかめよう!  
わたしたちにできること!



2代目イメージキャラクター  
労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

## 荷主の皆さまへのお願い



←荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組を解説

適切な  
運賃・料金



「標準的運賃」を参考に  
運賃・料金などの見直しを

標準的運賃も周知→

## 動画のポイント (知っていただきたいこと)

- トラックドライバーにとっては、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担となっており、荷主の立場から何も対策をしなければ、2030年度には約34%の輸送能力が不足する可能性があると言われていること。
- 荷主の方には、荷待ち時間の削減のため、適切な貨物の受取・引渡し日時の指定、予約システムの導入などの取組をお願いしたいこと。
- また、荷物の積みおろし作業の効率化のためにも、パレットの導入などの工夫を進めていただきたいこと。
- さらに、トラックドライバーの処遇改善に向けて、「標準的運賃」を参考に運賃や荷待ち・荷役作業等の料金などの見直しもご検討いただきたいこと。
- また、一般国民の立場においても、なるべく再配達にならないような配慮をお願いしたいこと。

# 働き方改革推進支援助成金

令和8年度概算要求額 **101億円 (92億円)** ※( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

## 2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名		成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
<b>業種別課題対応コース</b> <small>（長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）</small>	建設事業	①～⑥の何れかを1つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等 ②：100万円（10H以上）等 ③：25万円 ④：25万円 ⑤：170万円（11H以上）等 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 150万円（11H以上）等 ※建設事業、砂糖製造業、その他 ⑥：100万円（4週4休→4週8休）等 ⑦：50万円
	自動車運転の業務	①～⑤の何れかを1つ以上	
	医業に従事する医師	①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	
	砂糖製造業 <small>（鹿児島県・沖縄県に限る）</small>	①～⑤の何れかを1つ以上	
	その他長時間労働が認められる業種	①～⑤の何れかを1つ以上	
<b>労働時間短縮・年休促進支援コース</b> <small>（労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）</small>		①～③の何れかを1つ以上	①：150万円（月80H超→月60H以下）等 ②：25万円 ③：25万円
<b>勤務間インターバル導入コース</b> <small>（勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成）</small>		新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H：100万円 ・11H以上：150万円
<b>取引環境改善コース（仮称）</b> <small>（荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成）</small>		荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること	上限額：100万円
<b>団体推進コース</b> <small>（傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）</small>		事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円

- 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組  
（取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新等）  
 （団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置等）

- 加算制度あり（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）

<賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：6万円～最大60万円、5%以上：24万円～最大480万円、7%以上：36万円～最大720万円）。

<割増賃金率引き上げ> ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。

②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を100万円加算。

# 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトについて

- 「自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト」に新たなコンテンツ「物流情報局」を設け、トラックドライバーの長時間労働の是正や賃上げに向けて、物流改正法や標準的運賃なども含めた物流に関する最新情報を発信している。

(ポータルサイト)



荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

## 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！

「物流情報局」OPEN



2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に「物流情報局」を開設しました。



トラックトップページ

いま、考えてみませんか？  
**物流を変える  
トラック運転者**  
のこと。

物流情報局  
NEW

① 荷主の皆さまへ  
② 事業者の皆さま  
(トラック運転者の皆さま)へ

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

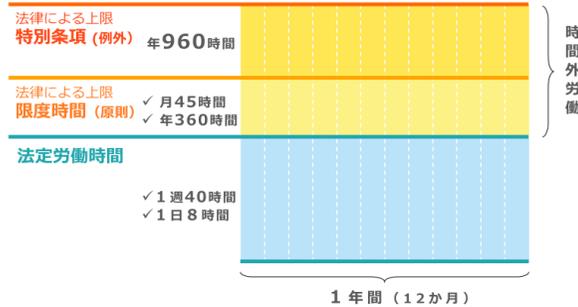
### 物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター  
たしかめたん

- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応**
  - 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
  - 標準的運賃
  - トラックGメン など
- 今後施行される法令のポイント**
  - 改正物流法、関係省令 など
- トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先**
  - 働き方改革推進支援センター など

### 自動車運転者の時間外労働の上限規制 (2024年4月適用開始)



### 改正された改善基準告示の主な内容 (2024年4月適用開始)

トラック運転者について	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
<b>1年の拘束時間</b>	3,516時間以内	原則: <b>3,300時間以内</b> 例外 (※1): <b>3,400時間以内</b>
<b>1か月の拘束時間</b>	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則: <b>284時間以内</b> 例外 (※1): <b>310時間以内</b> (年6か月まで)
<b>1日の休息期間</b>	継続8時間以上	原則: <b>継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b> 例外: 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 (※2)、継続8時間以上 (週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

※1 労使協定により延長可 (①②を満たす必要あり)  
① 284時間超は連続3か月まで。  
② 1か月の時間外・休日労働時間が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送 (一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送) で、一の運行における休息期間が住所地区以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。▶



改善基準告示についても、解説テキストと解説動画を掲載。

## トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準  
学習テキスト

## 解説動画

この学習テキストの動画は、令和5年度に作成していますが、「令和6年4月から適用される見直し後の改善基準告示」を前提として作成をしています。

トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準  
学習テキスト

(解説動画)



今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら▶

トラックポータルサイト

「改善基準告示」の解説動画も公開中!!

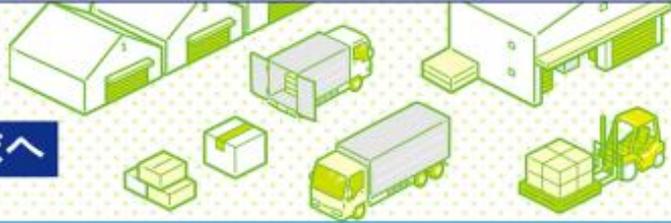


トラック運転者

バス運転者

ハイヤー・タクシー運転者

企業の皆さまへ  
物流情報局  
事業者の皆さまへ



トラック運転者の働き方改革について

改正貨物自動車運送事業法に基づく対応事項

新物効法に基づく対応事項

荷待ち時間、荷役等時間の記録について

標準的運賃

参考資料

働き方改革に関するご相談先・ご利用可能な助成金など(事業者向け)

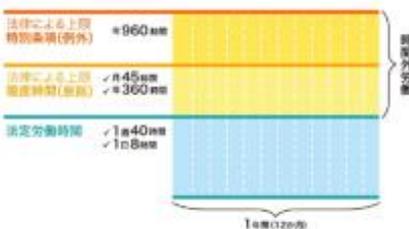
荷主との取引に関するお悩みについて(事業者、トラック運転者向け)

下請法の改正に向けた検討

その他関係資料 等

## トラック運転者の働き方改革について

### ① 時間外労働の上限規制と改善基準告示



2024(令和6)年4月から、トラック運転者にも、年間の時間外労働を960時間までとする **時間外労働の上限規制** が適用されるとともに、拘束時間や休息期間(いわゆる勤務間インターバル)について、改正された **改善基準告示** の適用も開始されています。

## 新物効法に基づく対応事項

### トラックドライバーの拘束時間の内訳



出典:国土交通省「トラック輸送状況の実態調査(R2)」

物流改正法 のうち、改正後の **物資の流通の効率化に関する法律(新物効法)** は、1運行あたり平均3時間超と言われるトラック

運転者の荷待ち時間・荷役等時間の短縮や積載効率の向上等を通じて、物流負荷を軽減するとともに、物流の生産性を向上することを目的としたものであり、その概要は以下のとおりです。

### 【2025(令和7)年4月1日施行】

- 荷主・物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。
- 上記の事業者の取組状況について、国が判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

### 【2026(令和8)年4月施行(予定)】

- 上記の事業者のうち一定規模以上のもの(特定事業者)に対し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施。
- さらに、特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。

これにより、新物効法は、2028(令和10)年度までに、以下の目標を達成することを目指しています。

- ① 全国のトラック輸送のうち5割の運行で1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を1時間短縮(1人当たり年間125時間の短縮に相当)
- ② 全国のトラック輸送のうち5割の車両で積載効率50%を目指す(全車両で積載効率を44%に増加することに相当)

※ いわゆる2024年問題として、2030年には34%の輸送力が不足する可能性が指摘されており、これに対応するためには、ドライバー1人当たり年間125時間の荷待ち・荷役等時間の短縮が必要であると言われています。

新物効法に基づき物流の効率化を図ることは、トラック運転者の長時間労働の是正や、賃上げを図ることにもつながります。

物流効率化のために取り組むべき措置(努力義務)については、**「合同会議取りまとめ」**に基づき、2025(令和7)年2月に定められた

**貨物自動車運送事業者等の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令**

をご確認いただき、例えば次のような取組に努めていただきますようお願いいたします。